

第13章 環境影響評価の総合的な評価

本環境影響評価では、都市計画対象道路事業について、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、環境要素18項目（大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地下水の水位、河川、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等）を選定し、調査、予測及び評価を行いました。

このうち、評価については、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により、環境保全への配慮が適正になされているかどうか」、「法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図れているかどうか」について評価しました。

本対象道路事業については、対象道路のルート位置の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を実施することにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。

また、地下水の水位、河川、地盤については、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、専門家等の指導・助言を受けて事後調査を実施し、必要に応じて適切な措置を実施します。

以上のことから、対象道路に係る環境の保全についての配慮が適正になされていると評価します。

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき、環境保全に十分配慮して行うものとします。

さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。